

## キャッシュカード規定の主な改正内容

偽造・盗難キャッシュカード被害への補償等への対応を明確にするため、新たに下記内容の条文を追加いたしました。

### 1.カード暗証番号の管理等 (規定 第9条)

カードの暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用は避け、他人に知られないよう管理してください。なお、カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または使用されたと思われた場合は、すみやかに本人から当金庫に通知してください。

### 2.偽造カード等による払戻し等 (規定 第10条)

偽造または変造カード被害について、ご本人の故意による場合や当金庫が善意無過失でありかつ、ご本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、偽造・変造カードによる払戻しは無効となります。

なお、補償については、カード及び暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力いただく必要があります。

### 3.盗難カードによる払戻し等 (規定 第11条)

(1) 盗難カード被害について、以下の～の全てに該当する場合、通知のあった日の30日(通知することのできないやむを得ない事情があることをご本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数となります。)前の日以降の払戻しによる被害の補償が請求できます。

盗難に気づいてから、すみやかに当金庫に通知いただいていること。

当金庫の調査に対して、ご本人から十分な説明をいただいていること。

警察署に被害届を提出されていること、または盗難にあったことが推測される事実が確認できるものを当金庫に示されていること。

ご本人に過失があることを当金庫が証明した場合、補償額は4分の3に相当する金額となります。

盗難があった日から2年経過後に通知をいただいた場合は補償されません。

(2) 下記のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合は、当金庫は当該払戻しへの補てん責任は負いません。

当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意・無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

a.ご本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合

b.ご本人の配偶者、二親等内の親族、同居家族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合

c.ご本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

### 4.カードの利用停止事項 (規定 第15条第3項の )

偽造、盗難、紛失によりカードが不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合は、カードの利用を停止させていただくことがあります。